

平成29年度事業者によるダイオキシン類の自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設を設置している事業者は、排出ガス、排出水等につき、そのダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市に報告することが義務付けられている。

倉敷市では、平成29年度の事業者によるダイオキシン類の自主測定結果について、次のとおり取りまとめた。

測定結果については、すべての施設において排出基準値以下であった。

1 自主測定結果の報告状況

区 分	施設数	報告 対象 施設	報告 実施 施設	未報告 施設	報告 対象外 施設	廃止 施設
排出ガス	55	44	44	0	18	7
ばいじん	40	14	14	0	32	6
燃え殻	40	13	13	0	33	6
排出水	27	16	16	0	18	7

2 指導等について

今後とも、法に基づき、事業者に対して自主測定の実施及び施設の適正な運転管理等について指導を行っていく。

3 その他

平成29年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場における自主測定結果一覧は別紙のとおりである。